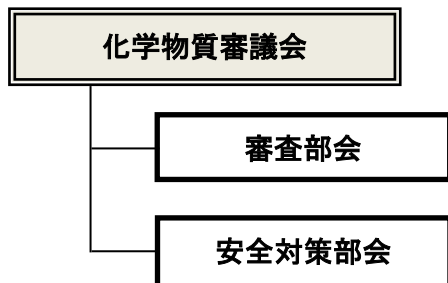


# 化学物質審議会の審議状況等について

(令和4年2月～令和5年1月)

## 1. 化学物質審議会 体制図



## 2. 各部会の審議状況

### (1) 審査部会

#### ① 審議事項

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・ 第一種特定化学物質の指定
- ・ 監視化学物質の指定
- ・ 新規化学物質の判定

※平成31年1月10日、化学物質審議会決定により、化管法関係の審議事項を安全対策部会に移管。

#### ② 構成員（令和5年1月31日現在）

部会長	東海 明宏	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
	宇野 誠一	国立大学法人鹿児島大学水産学部附属海洋資源環境教育研究センター 教授
	木村 信忠	国立研究開発法人産業技術総合研究所環境安全本部環境安全部ライフサイエンス実験管理室 室長
	金原 和秀	国立大学法人静岡大学学術院工学領域 教授
	四ノ宮 美保	埼玉県立大学保健医療福祉学部共通教育科 准教授
	高橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所物質計測標準研究部門 主任研究員

#### ③ 開催状況

令和4年：3月25日、4月15日、5月20日、6月17日、7月15日、  
9月16日、10月14日、11月18日、  
12月16日

令和5年：1月17日

※薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（環境省）とのオンラインによる合同開催。

#### ④審議結果

##### (a) 第一種特定化学物質の指定

令和4年11月18日に行われた本部会において、PFHxS 又はその塩の第一種特定化学物質への指定について審議を行い、ペルフルオロ（ヘキサフルオロ（ヘキサフルオロ）（PFHxS）又はその塩並びにペルフルオロ（アルカンフルオロ（アルカンフルオロ）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩が第一種特定化学物質として指定すべきとの判定がなされた。

##### (b) 新規化学物質の判定に係る審議状況

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度
審査部会における審議件数 (※1)		428	328
判定結果の通知件数 (※2) (同一物質を含む。)	第4条第1項第1号	0	0
	〃 第2号	18	8
	〃 第3号	5	1
	〃 第4号	46	41
	〃 第5号	148	136
	〃 第6号	0	0
	第5条第1項 (低生産)	214	136
	合計	431	322
うち、特定新規 化学物質に係る 通知件数	第2条第8項第1号 (人健康影響)	3	0
	〃 第2号 (生態影響)	5	3

(※1) 当該年度内に審議した新規化学物質の件数。

(※2) 当該年度内に発出した判定通知の件数。

#### ⑤今後の予定

毎年10回の開催を予定している。

## (2) 安全対策部会

### ① 審議事項

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・ 第一種特定化学物質使用製品の指定
- ・ 第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
- ・ 第二種特定化学物質の指定
- ・ 第二種特定化学物質使用製品の指定
- ・ 第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
- ・ 監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示
- ・ 監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示に係る報告に基づく判定

- ・ 優先評価化学物質の指定

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）関係

- ・ 第一種指定化学物質の指定
- ・ 第二種指定化学物質の指定

### ② 構成員（令和5年1月31日現在）

部会長	東海 明宏	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
	石川 百合子	国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門環境暴露モデリンググループ 主任研究員
	小野 恭子	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門排出暴露解析グループ 主任研究員
	柏田 祥策	元東洋大学生命科学部応用生物科学科 教授
	北本 幸子	一般社団法人日本化学工業協会 LRI運営委員会 代理委員
	金原 秀和	国立大学法人静岡大学学術院工学領域 教授
	須方 督夫	一般社団法人日本化学工業協会 常務理事
	永井 孝志	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門土壌環境管理研究領域 上級研究員
	林 真実	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・九州支部長
	森田 健	独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター 上席技術専門官
	山根 雅之	日本石鹼洗剤工業会環境・安全専門委員会 委員長

### ③開催状況

令和4年：7月15日、9月16日、11月18日

令和5年：1月17日（※いずれもWEB開催。）

### ④審議結果

#### (a) 第一種特定化学物質使用製品及び例外使用用途の指定

令和5年1月17日に行われた本部会において、PFHxS 又はその塩を第一種特定化学物質として指定することに伴い、同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第28条第2項に規定する取り扱いの場合において技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について審議が行われた。

#### 4. 法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないもの

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
ペルフルオロ（ヘキサ ン-1-スルホン酸） （別名PFHxS）又 はその塩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</li> <li>・金属の加工に使用するエッチング剤</li> <li>・メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤</li> <li>・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</li> <li>・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</li> <li>・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</li> <li>・はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤</li> <li>・半導体の製造に使用する反射防止剤</li> <li>・半導体の製造に使用するエッチング剤</li> <li>・半導体用のレジスト</li> </ul>
ペルフルオロ（アルカ ンスルホン酸）（構造 が分枝であって、炭素 数が6のものに限 る。）又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</li> <li>・金属の加工に使用するエッチング剤</li> <li>・メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤</li> <li>・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</li> <li>・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</li> <li>・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</li> <li>・はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体の製造に使用する反射防止剤</li> <li>・半導体の製造に使用するエッチング剤</li> <li>・半導体用のレジスト</li> </ul>
--	---

5. 法第 28 条第 2 項に規定する取り扱う場合において技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品

化学物質	法第 28 条第 2 項に規定する取り扱う場合において技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
ペルフルオロ（ヘキサ ン-1-スルホン酸） （別名 P F H x S）又 はその塩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</li> </ul>
ペルフルオロ（アルカ ンスルホン酸）（構造 が分枝であって、炭素 数が 6 のものに限 る。）又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</li> </ul>

(b) 優先評価化学物質の指定（一般化学物質のスクリーニング評価）

令和 4 年 1 月 1 8 日に行われた本部会において、一般化学物質のスクリーニング評価等について審議を行い、生態影響の観点から 4 物質が優先評価化学物質相当と判定された。

また、生態影響に係る有害性情報を入手することができなかった一般化学物質については、令和 5 年 1 月 1 7 日に行われた本部会において、生態影響に係るデフォルトの有害性クラス（有害性クラス 1）を適用してスクリーニング評価について審議を行い、2 物質が優先評価化学物質相当と判定された。

(c) 優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅱ等

令和 4 年 7 月 1 5 日に行われた本部会において、優先評価化学物質 1 物質（『アクリル酸』）、令和 4 年 9 月 1 6 日に、優先評価化学物質 1 物質（『1, 2-ジクロロエタン』）、令和 5 年 1 月 1 7 日に、優先評価化学物質 2 物質（『ヒドロキノン』、『 $\alpha$ -（ノニルフェニル）- $\omega$ -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）（NPE）』）のリスク評価（一次）評価Ⅱ等について審議が行われた。特に『NPE』については、「第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を行うことが適当である」とのリスク評価がなされた。

(d)その他

令和4年7月15日に行われた本部会において、スクリーニング評価及びリスク評価の実施に係る基本文書の改訂について審議が行われた。

**⑤今後の予定**

優先評価化学物質及び第二種特定化学物質の判定・評価に係る審議などで、年に5回程度の開催を予定している。

以上

(参考)

化学物質審議会における諮問・答申一覧（会長が同意した部会決議等）

諮問年月日	答申年月日	件名
R 3. 4. 14	R 4. 2. 7 R 4. 4. 13	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条第2項、第3項及び第8項に規定する新規化学物質の判定等に関する化学物質審議会への諮問について
R 3. 12. 15	R 4. 2. 24	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項等に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について
R 4. 4. 6	R 4. 4. 27 R 4. 6. 9 R 4. 7. 7 R 4. 8. 4 R 4. 10. 5 R 4. 11. 1 R 4. 12. 1 R 5. 1. 11	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条第2項、第3項及び第8項に規定する新規化学物質の判定等に関する化学物質審議会への諮問について
R 4. 10. 27	R 4. 12. 6	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の指定に関する化学物質審議会への諮問について
R 4. 11. 8	R 5. 1. 25	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第5項に規定する優先評価化学物質の指定に関する化学物質審議会への諮問について
R 5. 1. 13	R 5. 1. 26	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項等に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について